

2018年2月21日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 藤 澤 信 義
(コード番号	8 5 0 8)
(上場取引所	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	取締役執行役員 常 陸 泰 司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL (以下、「GL」といいます。)に関連して、当社の認識と今後の予想される方向性につきまして、これまでお知らせしてきているところですが、前回のお知らせ以降の状況につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

記

- タイにおいては、以下のとおりであります。
 - ・ JTRUST ASIA PTE. LTD. (以下、「Jトラストアジア」といいます。)は、GL、此下益司氏、及びGLの関連取締役に対して補償請求のための訴訟を提起しており、送達が完了しております。
 - ・ JトラストアジアがGLに対して行った会社更生の申立てにより、タイの破産法の規定に基づき、GLは、通常の取引のために必要な行為を除き、販売、支払い、譲渡、賃貸、債務支払い、債務生起または財産上の義務を生じさせるような行為をなすことを禁じられております。また、昭和ホールディングス株式会社及び株式会社ウェッジホールディングスは、関東財務局に提出した四半期報告書及び東京証券取引所を通じて開示した決算短信において、「GLは、Jトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約を締結して以降の期間を通じて、当該投資契約の条件を完全且つ厳密に遵守してきました。」とするとともに、「GLは債権者への支払いを滞納したことは一度もありません。」と記述されておりますが、GLは、投資契約にせよ、いかなる名目にせよ、Jトラストアジアに対する支払いを行っておりません。なお、誤解を避けるために申し添えますが、Jトラストアジアは当該投資契約を解消し、即時の返済を要求しております。
 - ・ Jトラストアジアが、GL、此下益司氏、及び関連当事者を、タイ特別捜査局および経済犯罪制圧課に刑事告発しております。
- シンガポールにおいては、以下のとおりであります。
 - ・ Jトラストアジアが、GLの子会社でありシンガポールに所在するGroup Lease Holdings Pte. Ltd.、此下益司氏、並びに、Cougar Pacific Pte Ltd (シンガポール所在)、Aref Holdings Limited、Adalene Limited、Bellaven Limited、及びBaguera Limited (4社とも

キプロス所在)¹に対して提起した訴訟が、現在、係属しております。

- ・ Jトラストアジアが、Group Lease Holdings Pte. Ltd.、此下益司氏、及びCougar Pacific Pte Ltdに対して取得した資産凍結命令が、現在、継続しております。
- 英領バージン諸島においては、Jトラストアジアが、A.P.F. Group Co., Ltd.、及び此下益司氏に対して取得した資産凍結命令が維持されております。
- キプロスにおいて、Jトラストアジアは、Aref Holdings Limited、Adalene Limited、Bellaven Limited、及びBaguera Limited（4社ともキプロス所在）、及び此下益司氏に対する資産凍結命令を取得しており、現在、継続しております。

当社といたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、当社及びステークホルダーの利益の最大化に向けて、最大限努めてまいります。

今後、更なる進展があり次第、改めて開示させていただく予定です。

以 上

¹ タイ証券取引委員会は、此下益司氏、Cougar Pacific Pte Ltd、上記のキプロス所在の4社について、不正な取引に関与をしたと告発しております。